

<仮置場の候補地の選定>

○空地等は、災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることを踏まえ、仮置場の候補地を選定する。

候補地の選定に当たっては必要に応じて地元住民と平時に調整を行う。

○住宅や事業所が密集した都市域においては、被害想定に見合った仮置場用地の確保が困難な場合がある。このようなケースでは、試算上の必要面積に満たずとも可能な限り候補地を選定する。

○空地等は、発災直後や復旧・復興時など時間軸の変化により、必要とされる用途が変化する場合があることに留意する。

- ・ 仮置場の候補地の検討に当たって、候補地となる空地等の状況を把握する。
- ・ 候補地は次の点を考慮して選定する。
 - ①公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾（水域※を含む）等の公有地（市有地、県有地、国有地等）※船舶の係留等
 - ②未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地（借り上げ）
 - ③二次災害や環境、地域の基幹産業等への影響が小さい地域
 - ④応急仮設住宅など他の土地利用のニーズの有無
- ・ 水害時には、河川敷の使用が困難であること等に配慮する。
- ・ 選定した仮置場の面積が、災害廃棄物の発生量の推計に対して適正か適宜見直しを行う。
- ・ 大規模災害発生時に仮設処理施設を設置する仮置場については、一時的な仮置きだけを行う仮置場よりも広い用地が求められるとともに、一時的な仮置場から災害廃棄物を搬送することを踏まえ、その位置を考慮して選定する。
- ・ 複数年にわたり使用することが想定される仮置場を設置する場合は、特に環境上の配慮が必要である。地方公共団体は、仮置場を撤去した後の土地利用方法等を想定し選定する。
また周辺地域における住居等、保全対象の状況を勘案して選定する。
- ・ 空地・一時保管施設等については、災害時における必要性を考慮し、都市づくりの中で確保を検討する。また、空地等の情報を電子化し一元的に管理することやリストの印刷物を準備しておくことで、災害時にいつでも利用できるようにする。
- ・ 仮置場の候補地を選定する際には、病院・学校・水源などの位置に留意し、近接する場所を避ける。

仮置場の設置可能場所の選定方法と選定フロー例を図 4.2 に示す。

仮置場については、各市町村の災害廃棄物処理計画に記載の候補地案から選定するが、不足する場合は、第1段階として、法律・条例等の諸条件による抽出の後、第2段階として、面積、地形等の物理的条件による絞り込みを行う。

ただし、災害時の空地の利用については、救助部隊やボランティアの宿営場所、復旧資機材や重機の置場、応急仮設住宅の建設予定地など、他の目的にも多く使われることから、場所の選定に当たっては関係部局との調整が必要である。

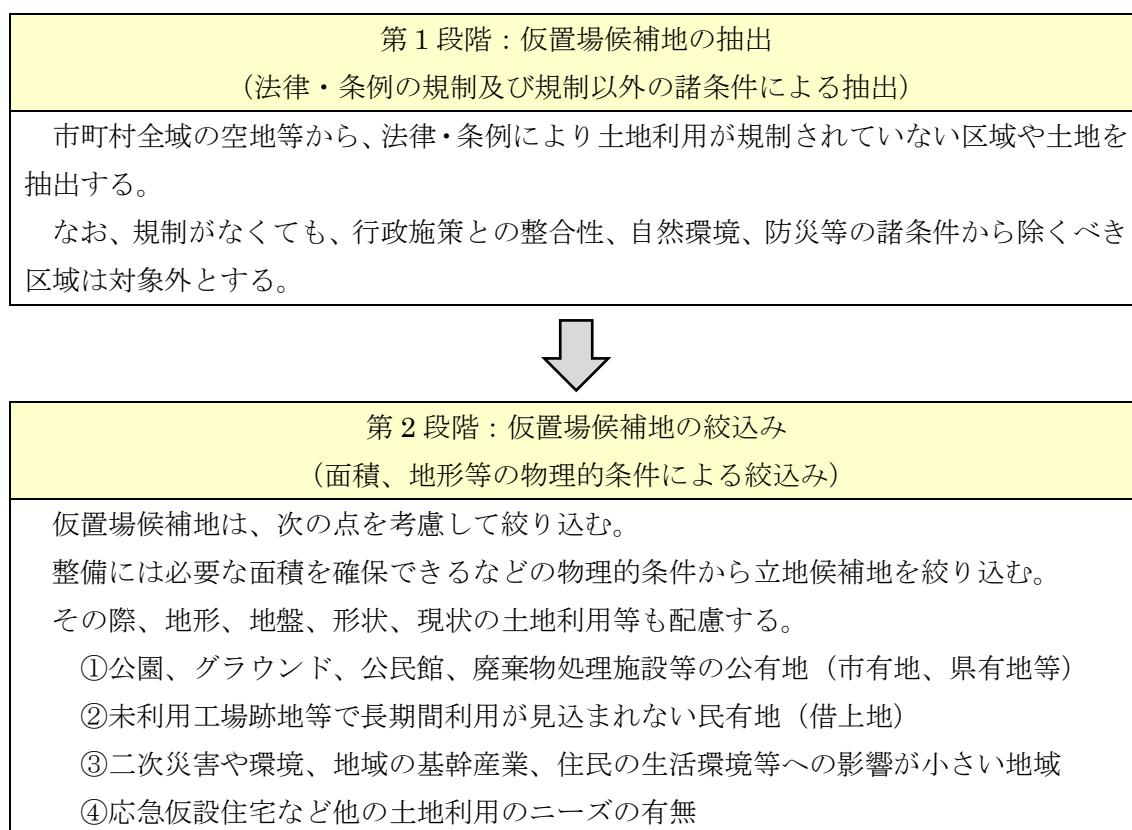


図 4.2 仮置場設置可能用地の選定方法（例）